

吉商工発 第 58 号
令和 8 年 7 月 15 日

会 員 様

吉 見 町 商 工 会
会 長 金 井 久
(公 印 省 略)

商工祭協賛チラシ広告スポンサー } 募集について
商工祭ビンゴ大会賞品スポンサー }
商工祭出店申込受付について

盛夏の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、恒例となりました商工祭を今年度も来る 11 月 3 日（祝・火）、「ふれあい広場」において実施する運びとなりました。

つきましては事業実施に当たり標記スポンサーの募集並びに当日の出店希望者の受付を致しますので、皆様のご協力並びにご参加を賜りますようご案内申し上げます。

記

共通事項 ①各スポンサー募集・出店受付ともに申し出は 8 月 14 日（金）迄 にお
願いします。

②申し出は別紙申込書に必要事項を記入の上、事務局までご提出下さい。
（ファックスでの申し込み可： 0493-54-0743）

☆ 募集 1 新聞チラシ折込広告スポンサー （100社予定）

1 マス（縦 8mm×横 70mm の予定） 3,000 円（後日ご集金させていただきます）

(例) 株式会社○△□×商事

表示は会社名のみ（全て同一字体使用となります）
紙面サイズは B4 チラシとなります。

☆ 募集 2 ビンゴ大会賞品スポンサー

毎年、好評のビンゴ大会を今年度も実施致します。（200 名ずつ 2 回、計 400 名対象）

★各回 15 位程度まで賞品づくりをする予定です。（※参加賞はなし）

つきましては誠に勝手ながら、ご提供頂く賞品は極力「**単品もの**」でご準備頂
けると幸いです。

会社（商品）PR 用チラシの受付について

チラシ広告スポンサー並びにビンゴ大会賞品提供者につきましては、希望に
より会社 PR パンフレット等の封入（ビンゴ大会賞品梱包時）も承ります。
希望される方はお申し出下さい。（別紙申出書に記載してご提出下さい。）

【裏面あり】

☆ 募集 3 出店申込受付

日時場所 1 1 月 3 日（火・文化の日） 概ね午前 9 時～午後 3 時まで ふれあい広場

- 出店条件
- (1) 出店料 3,000 円（広告スポンサーとしてチラシに表記致します）
 - (2) 販売商品・価格ともに原則として出店者の自由です。
又、販売に限らず自社 P R の場としてご利用頂いても構いません。
 - (3) 食品販売については複数品目の取り扱いを可としますが、販売品目ごとに調達方法・調理方法・保管方法・提供方法を必ず同封の別紙 A（食品販売管理表）に記入し、申込書と一緒に提出してください。
※保健所等の所轄行政機関の指導や商工祭に相応しくないと判断された販売品目や出店内容についてはご遠慮いただく場合がございます。
 - (4) 酒類の販売は禁止です。
（※混同回避のためノンアルコール飲料も販売禁止と致します。）
 - (5) 出店スペースは 1 区画のみです。（幅 4.5 m × 奥行 3.6 m）
なお出店申込み数によりスペース幅を再調整する場合があります。
※商工会内部組織（青年部・女性部）、組合団体は例外とします。
 - (6) キッチンカーでの販売も可能です。
 - (7) 出店に際して火器を使用される方は必ず同封の別紙 B（火器類使用明細表）に記入し、申込書と一緒に提出してください。

- 注意事項
- (1) 販売商品の仕入や売れ残りに対する金銭補填等は一切致しません。
（当日が雨天の場合の出店は出店者ご自身の判断となります。）
 - (2) 出店に伴う備品（テント・机・椅子・発電機など）は全て出店者側にてご準備ください。また火器を使用する方は消火器の設置が義務づけられておりますので、必ず準備ください。
※なお老朽化のため商工会の机・椅子の貸出は致しません。
 - (3) 吉見まつり開催時間（概ね午前 9 時～午後 3 時頃）終了まで撤収はできません。※また使用した備品類は必ず当日中に会場搬出をお願いします。
 - (4) 販売終了後の片づけ・清掃・ゴミ処理を責任を持って行ってください。
 - (5) 当日、トラブル（ケガや食中毒など）等が発生した場合は出店者の責任として対応ください。極力、イベント保険等の加入手続きをお願い致します。

- 出店対象者
- (1) 商工会員である事業所（個人企業・法人企業は問いません）
 - (2) 概ね商工会員で構成されている各種業種（組合）団体
※商工祭の実施概要につきましては、出店希望を提出された方を対象に詳細が決定次第、ご連絡申し上げます。

備 考 食品臨時出店に関する取り纏め・関係官庁への届出処理は吉見町が担当するため、申込期限後の出店申込み受付はできません。予めご承知おきください。

別紙

令和8年度 商工祭各種スポンサー並びに出店申込書

吉見町商工会 行

事業所名 _____

住 所 _____

担当者名 _____ 電話： _____ F A X： _____

①②③のお申し込み頂く内容のいずれかに○印の上、ご記入下さい。

①協賛チラシ広告（掲載する会社名を下記にご記入下さい。記入のない場合は商工会登録事業所名にて掲載致します）	
例 株式会社〇〇〇商事 ※表示は会社名のみ、同一字体使用	【記入欄】

②ビンゴ大会賞品（ご提供頂く賞品名・個数を下記にご記入下さい。）	
ビンゴ大会賞品内容（誠に勝手ながら、極力単品もののご提供をお願い致します。）	
ご提供頂ける賞品名	個 数

P R チ ラ シ ・ パ ン プ 封 入 希 望（※①②協賛者のみ対象）	
※ ビンゴカードへの封入を想定しております。（400個）※大きさは最大A4サイズ迄	
あり なし	ありの場合の内容 （例：割引券 など）

③出店申込：出店内容（販売品名・展示品名）	
※ <u>出店のみの申込みはできません。</u> 必ず①の広告スポンサー（3,000円）の申込みもお願い致します。	
出店形態 （どちらかに○）	テント出店 キッチンカー出店 （※キッチンカー出店の場合：上限は1.0t普通車トラックサイズまで）
販売品・展示品名 （具体的に記入）	
必ず本欄もご記入ください	非常時連絡先 （雨天時等に使用）
	担当者名： 連 絡 先： F A X： ファックス使用可否（いずれかに○）・・・使用不可 使用可
	食品販売・・・なし あり→ 別紙A（食品販売管理表）並びに保菌検査表（検便結果表）を同時に提出してください。 火器類使用・・・なし あり→ 別紙B（火器類使用明細表）を同時に提出してください。

（吉見町商工会 F A X 0493-54-0743）

提出期限 8月14日（金）までお願い致します。

別紙A（食品販売管理表）

※食品販売をする方は必ず提出ください

※保菌検査表（検便結果表）を忘れずに添付ください。

店 舗 名 _____

責 任 者 名 _____

	提供する食品の品目	食品の取り扱い方法 ※材料の調達方法・調理方法・保管方法・提供方法が分かるように記載。	予定食数
例	焼きそば	町内直売所で購入。〇〇公民館の調理室で下処理としてキャベツをカット。肉はカットされたものを購入。当日はクーラーボックスで冷蔵して持参。鉄板でよく炒めてパックで提供。	50食
1			
2			
3			
4			
5			

別紙B (火器類使用明細表)

※火器を使用される方は必ずご提出ください。

店 舖 名 _____

責任者名 _____

	使用火器	使用状況
1	発電機の使用 使用個数	あり (W) なし _____基
2	L P ガスの使用 使用本数	あり (W) なし _____本
3	使用する加熱器具 ※該当器具に○	焼き台 ガスコンロ (バーナー) フライヤー カセットコンロ その他 ()
必須	消火器	※消火器を必ず持参し、火器の近くに設置ください。 購入済み 購入予定

★食品の販売を希望される方は本書の内容をよく確認し、行政指導を遵守した出店を心懸けてください。



行事に伴う食品の臨時出店について

地域のお祭りや学園祭等の行事で飲食物を提供する場合、県の要領に基づき、食中毒予防の観点から「臨時出店届」の提出をお願いしています。

今般、要領が改正され臨時出店届の対象となる届出者、対象行事、出店者の要件が変わりました。該当する行事の主催者は行事開催場所を管轄する保健所に届け出てください。

なお、当該届出は食品衛生法で規定されている営業許可申請及び届出とは異なります。

※「行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱い要領」内の語句説明

1 食品衛生法第55条に基づく営業許可

公衆衛生に与える影響が大きいとされている飲食店、菓子製造施設、総菜製造工場、肉・魚屋（肉、魚を処理等する場合）などは、営業を始める場合には、保健所の許可を受けなければなりません。

2 食品衛生法第57条に基づく営業届出

野菜果物販売業、牛乳の販売店、肉・魚屋（包装品のみの取扱い）、食品販売業（弁当等）など、1に該当しない食品営業を始める場合には、保健所に届け出なければなりません。（食品の輸入業者、運搬業者など一部の営業は届出も不要）

3 食品衛生法施行細則第五条に定める飲食店営業等の営業施設の基準

反復、継続して屋台、露店で食品を調理・販売する場合は、1の営業許可が必要です。この許可を取得するにあたって必要な施設・設備の基準のことです。（屋台・露店の営業許可では焼きそば、たこ焼き、かき氷など、認められた食品しか取り扱えません）

臨時出店の範囲

次の1に該当する行事において、2に該当する方が出店する場合は臨時出店として取扱います。1又は2に該当しない出店については営業許可が必要になることがありますので、管轄の保健所にご相談ください。

1 行事

食品の提供による営利を主目的としない一時的に開催される祭礼、催事

例）社寺の縁日、住民祭、花見、花火大会、学園祭、スポーツ大会、農業祭など

2 出店者

同一出店者による出店について、次の3つの要件をすべて満たす出店者

- ・ 年8日以内
- ・ 年4行事以内
- ・ 同一年行事における出店が3日以内

食品の取扱い

取扱品目

原則、提供する直前に十分に加熱調理する食品を取り扱ってください。

非加熱で提供する食品にあつては、非加熱であっても衛生上支障の少ない食材を、簡単な工程により調理するものとしてください。

具体的に推奨できる食品の例は下表のとおりですが、例示品目以外の食品であっても加熱・調理工程等が類似しているものは取り扱っていただけます。詳しくは管轄の保健所にお問合せください。

分類	食品の名称
煮物類	おでん、煮込み、汁物、玉こんにゃく
焼き物類	肉類の焼き物、魚介類の焼き物、焼き餅、野菜類の焼き物、焼き餃子、フランクフルト、ピザ、カステラ、焼きだんご、焼きまんじゅう、煎餅、今川焼、ホットク、ローストナッツ
揚げ物類	フライドポテト、コロッケ、揚げ餃子、揚げもんじゃ、フライ、ゼリーフライ、から揚げ、みそポテト、天ぷら、揚げドーナツ、揚げまんじゅう、カレーパン、チュロス、揚げパン、ドッグ
蒸し物・ゆで物類	野菜類の蒸し物、野菜類のゆで物、みそ田楽、蒸し餃子、水餃子、蒸しまんじゅう、蒸ししゅうまい
たこ焼き・お好み焼き類	たこ焼き、お好み焼き、もんじゃ焼き、チヂミ
麺類	ラーメン、かけそば、かけうどん、焼きそば、焼うどん
あめ類	べっこうあめ、果実あめ、カルメ焼き
ポン菓子	ポン菓子
ポップコーン	ポップコーン
かき氷	かき氷
果実チョコ	果実チョコ

品目数、食数

取扱う食品の種類や量に具体的な制限はありませんが、能力を超えた取り扱いは食中毒発生の原因になりますので無理のない範囲としてください。